

別紙 管理番号 36 「下水排除制限等の適用除外となる特定施設の追加」 回答

河川等の公共用水域の水質の保全のため、公共下水道等から公共用水域への放流水については、法第 8 条により水質基準が定められている。公共下水道管理者等は当該基準に適合した性能を有する終末処理場を整備する必要があるが、下水道施行令第 9 条の 4 第 1 項各号の終末処理場で処理困難な物質が含まれる下水や、終末処理場で処理可能な物質でも極度に汚染されており、終末処理場で十分処理できない下水については、法第 12 条の 2 により特定施設からの下水への排除制限を行うことにより、終末処理場での最終的な下水処理後の水質の基準を適合させることを可能にしている。法第 12 条の 3 は、特定施設を設置しようとするときは、あらかじめ公共下水道管理者に下水の量や水質に関する事項を届けなければならないこととして、公共下水道に排除される下水が、法第 12 条の 2 の基準に適合するか否かを事前に審査し、届出に係る内容が不当であるときは、法第 12 条の 5 に基づく計画変更命令等を行い、除害施設の設置等の措置をとらせることにより、下水道への悪質下水の流入を事前に防止することを目的としている。

旅館業 3 施設は、その排水が家庭排水と同様に終末処理場で処理可能な生物化学的酸素要求量（BOD）や浮遊物質（SS）のみに係る汚濁であり、その汚濁の程度も一定水準以下であることから、放流水の水質管理上支障がないものとして、上記届出の対象外となっている。

他方、ご提案の 3 施設からの排水については、環境省の「水質汚濁物質排出量総合調査」によると、「67 洗濯業の用に供する洗浄施設」からの排水については、テトラクロロエチレンなどの有害物質が含まれることがあり、「17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設」及び「71 自動式車両洗浄施設」からの排水についても、BOD 等のみによる汚濁であっても旅館業 3 施設に比べ汚濁負荷量が高く、そのまま流せば下水道施設に影響を与える可能性がある。

また、ご提案の中で 3 施設の事業規模が小さく排水量が少ないことに触れられているが、有害物質を排出する特定施設については、1 日当たりの排水量が 50 m³未満であっても法第 12 条の 2 の下水排除制限の対象となるところ、公共下水道管理者は、事前の届出がなされない限り当該施設からの排水が有害物質を含むか否かを把握できないと考える。

さらに、ご提案の 3 施設を適用除外にした場合、特定施設から排出された有害物質や濃度の高い BOD 等を含む下水が終末処理場における水処理に負荷をかけ、終末処理場で処理しきれずに放流されることで公共用水域の水質が悪化することが懸念される。

加えて、当省で把握しているところでは、一部自治体でご提案の 3 施設について水質基準を遵守するよう指導しているケースが多数存在し、特定施設の設置状況の把握、特定施設への排水指導による水質基準の遵守が可能となることから、ご提案の 3 施設を適用除外されると困るといった意見もある。

上記を踏まえると、ご提案の 3 施設を下水排除制限や特定施設の設置の届出等の適用除外とすることについて、放流水の水質管理上支障がないとは一概に判断できないことから、引き続き、上記届出の対象であるとして、下水道管理者による事前審査を受けることが適切であると考えている。